

ショッピングガード保険

補償内容

PayPayカードゴールド会員が、PayPayカードゴールドを利用して購入した商品を保険の対象とし、購入日（配送等による場合には商品の到着日）より90日以内に、破損、盗難、火災などの偶発の事故により損害を被った場合に補償します。

※この内容は概要を説明したものであり、実際の保険金支払いの可否は動産総合保険普通保険約款および特約条項に基づきます。

被保険者

PayPayカードゴールド本会員および家族会員

補償期間

PayPayカードゴールド会員である期間に購入された商品が補償の対象となります。ただし、会員資格を失った日以降に保険の対象に生じた損害については補償の対象外です。

期間中の補償限度額

会員1名当たりの補償限度額、自己負担額は以下の通りです。

年間補償限度額：300万円

自己負担額（1事故あたり）：3,000円

※購入日（配送等による場合には商品の到着日）より90日以内の事故が対象です。

※1点の購入価格が1万円（消費税額を含みます。）以上の商品が保険の対象です。

お支払いする保険金の額

お支払いする保険金の額は会員が保険の対象を購入した購入額を上限とします。ただし、購入額には送料を含みません。

補償の対象となる商品

PayPayカード ゴールド決済で購入した商品。ただし、次に記載の商品は除く。

- (1)手形、小切手その他の有価証券、現金、印紙、切手、乗車券類（鉄道および船舶の乗車船券、航空機の航空券ならびにこれらの定期券）ならびに宿泊券、観光券、旅行券、旅行小切手、プリペイドカードその他あらゆる種類のチケット
- (2)稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- (3)船舶（ホバークラフト、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機（ヘリコプターおよび飛行船を含みます。）、自動車、自動二輪車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
- (4)原動機付自転車、自転車、ハングライダー、パラライダー、サーフボード、セーリングボード、ウィンドサーフィン、ボディボード、水上スキー、スキー、スノーボードおよびこれらの付属品（ホイールおよびカーナビゲーションを含みます。)
- (5)ラジコン模型およびこれらの付属品
- (6)携帯電話・P H S・ポケットベル・ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- (7)義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
- (8)動物および植物
- (9)食料品
- (10)書画、骨董、彫刻物、貴金属、宝石、宝玉その他の美術品
- (11)不動産および不動産に準ずる物
- (12)テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ、その他これらに類する物
- (13)業務に使用するもの
- (14)会員が従事する職業上の商品となる物
- (15)個々の保険の対象1点（付属品を有するものは、それを含んで1点とみなします。）の購入価格が1万円（消費税額を含みます。）未満のもの

保険の対象とならない主な損害

次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払いできません。

（詳細は動産総合保険普通保険約款および特約条項に基づきます。）

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- (2) 差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
- (3) 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変色、変質、さび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- (4) 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害を除きます。

- (5) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害
- (6) (5)に規定した以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
- (7) 会員またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (8) (7)に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- (9) 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- (10) 保険の対象に加工を施した場合、加工に着手した後に生じた損害
- (11) 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- (12) 保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が生じた場合を除きます。
- (13) 外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的の事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災または破裂・爆発が生じた場合を除きます。
- (14) 詐欺または横領によって生じた損害
- (15) 紛失または置き忘れによって生じた損害
- (16) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。この場合の損害には、これらの事由によって発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- (17) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
- (18) 会員が保険の対象を購入先からの配送により受け取る場合、保険の対象が会員に到着する時まで生じた損害。
- (19) 保険の対象である液体が流出したことにより保険の対象に生じた損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。
- (20) 保険の対象の配送中に保険の対象に生じた損害
- (21) 会員が会員資格を失った日以降に保険の対象に生じた損害
- (22) 保険の対象の誤った使用に起因して保険の対象に生じた損害

保険金請求

- (1) 補償の対象となる損害が発生したら、会員はただちにショッピングガード保険デスク（三井住友海上）にお電話にてご連絡ください。
- (2) 後日保険会社より保険金請求書を送付いたしますので次の「(3) 保険金請求に必要な書類」を添付の上ご返送ください。
- (3) 保険金請求に必要な書類

	破損事故	盗難事故	火災事故	その他の事故
保険金請求書	◎	◎	◎	◎
罹災証明書および盗難届出証明書		◎	◎	
修理費見積書または領収書	◎		◎	
売上表（お客さま控）	◎	◎	◎	◎
損害を受けた対象物（現物）	○		○	○
損害明細書	◎	◎	◎	◎
損害状況写真	○		○	○
カードのコピー	○	○	○	○
その他の関連書類	○	○	○	○

※◎印は原則として必要な書類、○印は場合によっては必要な書類です。

※全損の場合は、必要に応じて購入商品を回収させていただきます。

※上記各書類は原則として本紙が必要です。

※盗難事故の際、警察で盗難届出証明書を発行しない場合は、盗難届出受理番号が必要となります。

※配送後の商品の損害については原則として受領書（商品の到着日を確認）が必要となります。

※上記書類が取り付けられない場合や、ご記入いただいた内容が事実と相違している場合には、保険金のお支払いができない場合があります。

事故受付

PayPayカード保険デスク（三井住友海上）

電話番号：0120-002-674

受付時間：9:00～17:00（土日祝・年末年始休み）